

【地方独立行政法人知多半島総合医療機構】 役員報酬等の支給の基準について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下、「機構」といいます。）における役員報酬等の支給の基準は以下の制度となります。

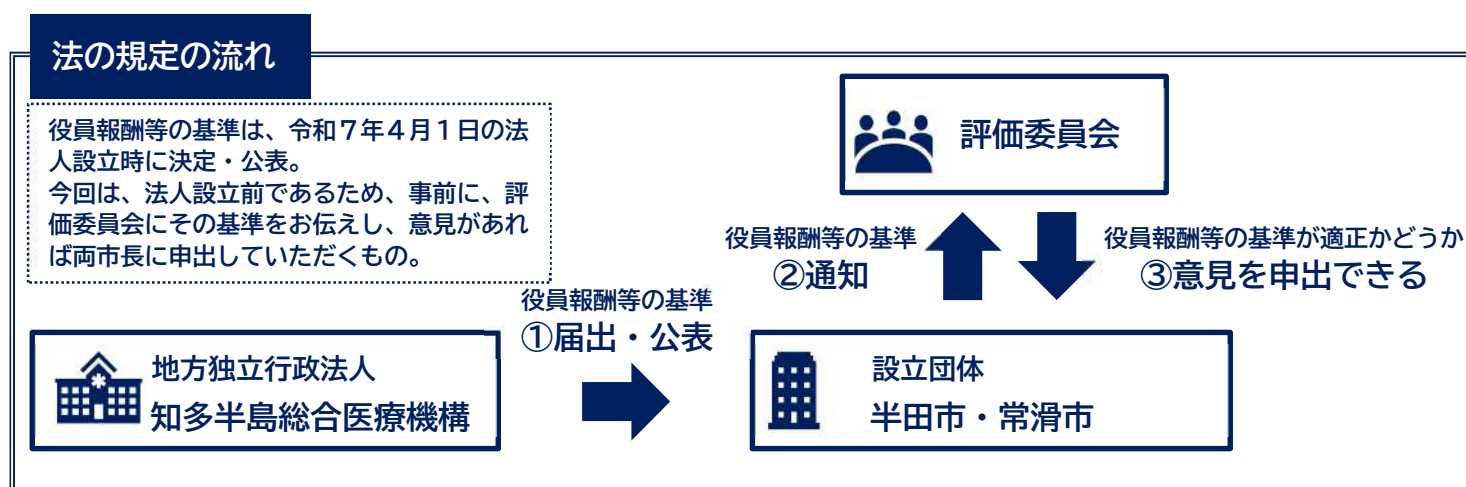
地方独立行政法人法（以下、「法」といいます。）第 49 条第 1 項及び第 56 条第 1 項の規定を参考に、役員報酬等の支給の基準を評価委員会に事前に通知いたします。

評価委員会は法第 49 条第 2 項及び第 56 条第 1 項の規定により、その報酬等の支給の基準が法第 48 条第 3 項及び第 56 条第 1 項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができます。

1. 地方独立行政法人法の規定について

地方独立行政法人の役員報酬等の基準は、法第 48 条第 3 項及び第 56 条第 1 項により「国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されています。

法第 48 条第 2 項及び第 56 条第 1 項の規定により、役員に対する報酬等の基準は設立団体の長への届出と公表が必要となり、評価委員会は法第 49 条第 2 項及び第 56 条第 1 項の規定により、その基準が適正なものであるかについて設立団体の長に対し、意見を申し出ることができます。



2. 機構の役員の役割と基本的な考え方について

機構が運営する病院は、前身が異なる市立病院であり、機構設立後に更なる診療機能分担や集約、効率的な投資と人員配置などを推進するために役員には医療職の能力・経験と強いリーダーシップが必要となります。

理事長は、副理事長を兼務する想定である両病院の院長とともに「知多半島医療圏の地域医療の維持と健全な経営基盤の確立」の両立を求められるため、強いリーダーシップを発揮する必要があります。

そこで機構の役員報酬等は、現半田病院や現常滑市民病院、国家公務員の給与制度を基に設計し、

複数の病院を持つ他法人の状況を加味しながら、機構の業務実績に応じてその水準が増減するよう制度設計を行います。

3. 理事長（常勤）の役員報酬について

医師の給料表、各手当などをベースに基本年俸と業績年俸を設定します。業績年俸については、設立団体と評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し理事会が標準の水準±30%の範囲内で増減を決定することとします。

【職員の状況（参考）】

- ・昇給：人事評価に応じて昇給（0～6号の範囲内で昇給）
- ・昇格：人事評価を踏まえ、総合的な判断のうえで昇格
- ・勤勉手当：人事評価に応じて支給率を85/100～130/100の範囲内で決定

また、理事長が医師で知多半島総合医療センターまたは知多半島りんくう病院において診療行為を行う場合は、他の医師の状況を踏まえ、診療手当相当分として230,000円/月を別途支給します。

【理事長】

（単位：円）

①基本年俸	②業績年俸	年俸（①+②）
14,532,000	4,908,000	19,440,000

※基本年俸は1/12を毎月支給、業績年俸は6・12月に1/2ずつ支給。

※業績年俸は上記の金額から±30%の範囲内で増減することができる。

※診療行為を行う場合は、診療手当相当分として230,000円/月を別途支給。

※別途通勤手当あり。

4. 副理事長（常勤）の役員報酬について

更なる診療機能分担や集約、効率的な投資と人員配置などを推進するために副理事長は当面の間両病院の院長が兼務する想定のため、現時点では副理事長（常勤）の役員報酬は規定しません。

※副理事長（常勤）の役割が未定であり、その職責や望ましい職種などが判断できないため。

今後、副理事長（常勤）を任命する必要がある際には役員報酬等に関する規程を改正します。

5. 理事（常勤）の役員報酬について

事務職の給料表、各手当などをベースに医療技術職と看護職の状況を勘案しながら、基本年俸と業績年俸を設定します。業績年俸については、設立団体と評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し理事長が標準の水準±30%の範囲内で増減を決定することとします。

【理事】

（単位：円）

①基本年俸	②業績年俸	年俸（①+②）
8,338,000	2,435,000	10,773,000

※基本年俸は1/12を毎月支給、業績年俸は6・12月に1/2ずつ支給。

※業績年俸は上記の金額から±30%の範囲内で増減することができる。

※別途通勤手当あり。

6. 役員報酬（役員兼務職員）について

職員を兼務する役員には、職員の給与に関する規程により支給される給与のほかに下記の役員手当を支給します。

【役員手当】（単位：円）

副理事長	理事
50,000/月	30,000/月

7. 役員報酬（非常勤）について

非常勤の役員には下記の役員報酬を支給します。また、通勤交通費は勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給します。

【役員報酬（非常勤）】（単位：円）

理事	監事
30,000/日	30,000/日

※別途通勤交通費の支給あり。

8. 役員の退職手当について

役員の退職手当は支給しません。

ただし、特例として機構の職員が地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の退職手当支給規程（以下、「退職手当支給規程」といいます。）に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となった場合は、常勤の役員の退職時に退職手当支給規程を準用して得た額を支給することとします。

9. 地方独立行政法人知多半島総合医療機構役員報酬規程（案）について

地方独立行政法人知多半島総合医療機構役員報酬規程（案）は資料③のとおりです。

10. 他法人の状況について（参考）

他法人の役員報酬等の状況は参考資料①のとおりです。

【地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号） 抜粋】

（役員の報酬等）

第 48 条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第 56 条第 1 項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第 49 条 設立団体の長は、前条第 2 項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第 3 項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第 56 条 第 48 条及び第 49 条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第 48 条第 3 項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第 26 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第 50 条第 1 項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。